

具体的な指標	2017(平成29)年度の 取り組み状況	2018(平成30)年度 目標	2020(平成32)年度 目標
虐待対応に 従事する行 政職員の専 門性の確保	・ 新任職員への研修 (年2回) ・ 中堅期職員研修 (年4回) ・ 事例検討会 (年1回) ・ 管理職員研修 (年1回)	・ 法改正の研修 (年4回) ・ 事例検討会 (年4回) ・ 階層別研修の しくみづくり	・ 階層別研修の実施

※ 2017（平成29）年度の取り組み状況の実績数値については、2016（平成28）年度末時点

（２）成年後見制度の利用促進

？

成年後見制度とは

認知症高齢者や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人に対し、法的に権限を与えられた成年後見人等が、本人に代わって福祉サービスの利用契約や適切な財産管理を行うことで、その人の生活を支援する制度です。

現状

- ・ 法定後見制度は、対象者の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の三つの類型がありますが、判断能力が欠けているのが通常の状態である「後見」が大半を占めています。
- ・ 「大阪市成年後見支援センター」を開設し、制度利用に関する専門的な支援や、市民後見人の養成、支援について積極的に取り組んでいます。
- ・ 2016（平成28）年5月に、成年後見制度の利用促進に関する法律が施行され、国において利用促進の基本計画が定められ、市町村においても基本的な計画を定める努力義務が規定されました。

課題

- ・ 社会生活に大きな支障が生じるまでの間に制度が利用されていないことや、財産管理を中心とした支援となっており、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用となっています。
- ・ 国の基本計画にある「権利擁護の地域連携ネットワークの構築」のためのしくみづくりや、広報・相談・制度利用促進・後見人支援等の各機能を整備することが必要です。



取り組み目標

- ・ 成年後見制度の利用促進のために、2018（平成 30）年度から3か年の予定で「権利擁護の地域連携ネットワーク」を構築します。大阪市成年後見支援センターを中核機関として、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援するしくみを作ります。
- ・ 今後、権利擁護支援を必要とする人がますます増加することに対応するため、市民として地域で後見活動を行う「市民後見人」の養成・支援の強化や、あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）との適切な連携など、多面的に取り組めます。

ア 本人を中心とする「チーム」の形成

- ・ 権利擁護の身近な相談窓口の相談支援機関が権利擁護支援を必要とする人を発見し、本人を中心とする「チーム」を形成し、権利擁護支援にあたります。

イ 専門職団体、関係機関等が連携協力する「協議会」の設置

- ・ 法律・福祉の専門職団体や関係機関による「協議会」を設置し、地域においてチームを支援します。
- ・ 協議会では、関係機関との連携を通じて効果的な成年後見制度の普及啓発について協議し、地域で形成されるチームに専門職を派遣します。
- ・ 協議会の中に、運営及び地域連携ネットワークを整備する「中核機関」を設置します。その機関は「大阪市成年後見支援センター」が担うこととし、従来の機能に加え、新たに「協議会事務局の機能」、「親族後見人支援機能」、「あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）から成年後見制度への移行支援機能」を担います。

ウ 成年後見制度の普及啓発の推進

- ・ 普及啓発にあたっては、成年後見制度の理念はもとより、制度内容について丁寧な説明に努めます。
- ・ 「本人申立」を推進することは制度理念の実現のために不可欠であるため、本人申し立ても含めた保佐・補助類型の利用を促進します。

エ 市民後見人の養成・支援

- ・ 一定の研修を受講した人を市民後見人候補者としてバンク登録しています。登録者を増やすため、市民後見人の活動を広く周知することにより知名度を向上させるとともに、養成方法（養成会場やカリキュラム）を工夫します。
- ・ 市民後見人の活動は、ボランティア精神に基づく地域福祉活動の一つとして、住民主体の福祉コミュニティづくりにつながるという間接的な効果も期待できます。身上監護を中心とする市民後見人の活動を拡大するとともに、その活動をサポートする中核機関の機能充実を図ります。

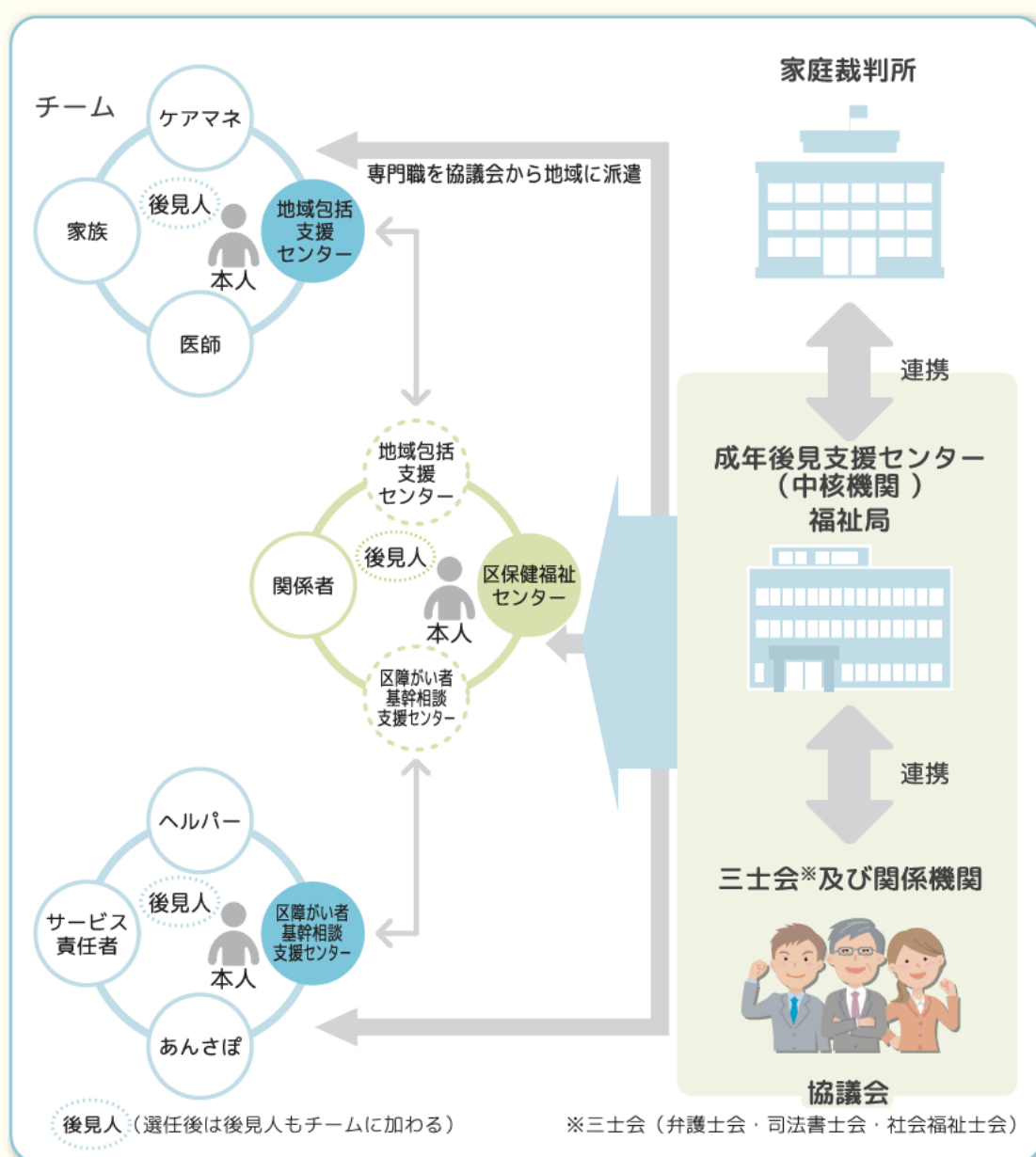
オ あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）の適切な利用

- ・ 成年後見制度とあんしんさぽーと事業それぞれの制度内容と、対象となる人のすみわけ等を関係者や利用する市民に広く周知し、現在あんしんさぽーと事業を利用している人で制度移行が必要な人は速やかに移行できるよう取り組みます。

具体的な指標	2017(平成29) 年度の取り組み 状況	2018(平成30) 年度目標	2020(平成32) 年度目標
市民後見人バンク登録者数 (年度末時点)	234 人	250 人	300 人
市民後見人の受任者数 (年度末時点)	153 人	180 人	220 人
成年後見制度への移行者数(累積)	—	100 人	300 人

※ 2017（平成 29）年度の取り組み状況の実績数値については、2016（平成 28）年度末時点

〔大阪市の地域連携ネットワークのイメージ〕





大阪市地域福祉基本計画 概要版 2018（平成30）年3月

大阪市福祉局 生活福祉部 地域福祉課

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

電話：06-6208-7970 ファクシミリ：06-6202-0990

ホームページ：